



平成 31 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 : 住 友 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 CEO 兵 頭 誠 之  
(コ ー ド 番 号 : 8053、東 証 第 1 部)  
問 合 せ 先 : 広 報 部 長 新 森 健 之  
(TEL. 03-6285-3100)

当社子会社 (SCSK 株式会社) の株式会社ベリサーブおよび株式会社 JIEC に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

当社連結子会社である SCSK 株式会社は、株式会社ベリサーブおよび株式会社 JIEC の普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付け (以下、「本公開買付け」) により取得することを平成 31 年 1 月 31 日開催の取締役会において決議し、平成 31 年 2 月 1 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 31 年 3 月 18 日をもって終了しましたので、お知らせします。

詳細については、添付の SCSK 株式会社の開示資料をご確認ください。

(添付) SCSK 株式会社の開示資料

- ・株式会社ベリサーブ株式 (証券コード 3724) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ
- ・株式会社 J I E C 株式 (証券コード 4291) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

以上

各 位

会 社 名 SCSK株式会社  
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者 谷原 徹  
 (コード:9719 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 専務執行役員 福永 哲弥  
 (TEL. 03-5166-2500)

---

株式会社ベリサーブ株式(証券コード 3724)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

---

SCSK株式会社(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成 31 年 1 月 31 日開催の取締役会において、株式会社ベリサーブ(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部、証券コード: 3724、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成 31 年 2 月 1 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 31 年 3 月 18 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

SCSK株式会社  
 東京都江東区豊洲三丁目2番 20 号

(2) 対象者の名称

株式会社ベリサーブ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,316,609 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成 31 年 1 月 31 日に公表した「2019 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された平成 30 年 12 月 31 日現在の発行済株式数(5,216,800 株)から、平成 31 年 1 月 31 日現在の公開買付者が所有する株式数(2,900,000 株)及び本四半期決算短信に記載された平成 30 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数(191 株)を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5)買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 31 年2月1日(金曜日)から平成 31 年3月 18 日(月曜日)まで(31 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6)買付け等の価格

普通株式1株につき、金 6,700 円

2. 買付け等の結果

(1)公開買付けの成否

応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 30 条の2に規定する方法により、平成 31 年3月 19 日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	2,043,536 株	2,043,536 株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ( )	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 ( )	—株	—株
合 計	2,043,536 株	2,043,536 株
(潜在株券等の数の合計)	—株	(—株)

(4)買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	29,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 55.59%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	225 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.43%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	49,435 個	(買付け等後における株券等所有割合 94.76%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	52,153 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成31年2月8日に提出した第18期第3四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期決算短信に記載された平成30年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(5,216,800株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(191株)を控除した株式数(5,216,609株)に係る議決権の数(52,166個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。
- (注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6)決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日  
平成31年3月26日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、当社が平成31年1月31日付で公表した「株式会社ベリサーブ株式(証券コード 3724)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更ございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

SCSK株式会社 東京都江東区豊洲三丁目2番20号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上

各 位

会 社 名 SCSK株式会社  
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者 谷原 徹  
 (コード:9719 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 専務執行役員 福永 哲弥  
 (TEL. 03-5166-2500)

株式会社JIEC株式(証券コード 4291)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

SCSK株式会社(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成 31 年 1 月 31 日開催の取締役会において、株式会社JIEC(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部、証券コード:4291、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成 31 年 2 月 1 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 31 年 3 月 18 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

SCSK株式会社  
 東京都江東区豊洲三丁目2番 20 号

(2) 対象者の名称

株式会社JIEC

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,090,914 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成 31 年 1 月 31 日に公表した「2019 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された平成 30 年 12 月 31 日現在の発行済株式数(6,859,100 株)から、平成 31 年 1 月 31 日現在の公開買付者が所有する株式数(4,768,000 株)及び本四半期決算短信に記載された平成 30 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数(186 株)を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5)買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 31 年2月1日(金曜日)から平成 31 年3月 18 日(月曜日)まで(31 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6)買付け等の価格

普通株式1株につき、金 2,750 円

2. 買付け等の結果

(1)公開買付けの成否

応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第 30 条の2に規定する方法により、平成 31 年3月 19 日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	1,946,726 株	1,946,726 株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ( )	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 ( )	—株	—株
合 計	1,946,726 株	1,946,726 株
(潜在株券等の数の合計)	—株	(—株)

(4)買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	47,680 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.52%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	67,147 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.90%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	68,586 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成31年2月8日に提出した第35期第3四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期決算短信に記載された平成30年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(6,859,100株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(186株)を控除した株式数(6,858,914株)に係る議決権の数(68,589個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。
- (注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日  
平成31年3月26日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、当社が平成31年1月31日付で公表した「株式会社JIEC株式(証券コード4291)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更ございません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

SCSK株式会社 東京都江東区豊洲三丁目2番20号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上